平成２８年（フ）第３３９号
茨城県鉾田市柏熊483番地
債務者　皆川　桐子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１９４号
長野市稲里町中氷鉋994番地　キャッスルＡ－Ｅ
債務者　三輪　典子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３６号
静岡県裾野市佐野915番地　カーサ裾野208、前住所静岡県裾野市御宿423番地の２　コーポリーチＢ－101　前々住所東京都品川区東品川４丁目１番６－102号
債務者　前田　弘美
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３８２号
静岡県御殿場市茱萸沢1365番地　高杉アパート101
債務者　土岐千代美
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３９１号
静岡県三島市長伏616番地の５、前住所静岡県三島市長伏14番地の10　カンタービレ103
債務者　義原　彩夢
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６５号
名古屋市名東区にじが丘３丁目９番地　コーポ虹ヶ丘１Ｆ号
債務者　小林　典子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６４６号
名古屋市中川区前田西町３丁目1401番地　県営西前田第二住宅１棟105号
債務者　尾崎　智英
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６４７号
名古屋市中川区前田西町３丁目1401番地　県営西前田第二住宅１棟105号
債務者　尾崎しのぶ
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８４３号
名古屋市千種区古出来３丁目４番３号　酒井ビル５Ａ－２
債務者　村上真希子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８１号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田188番地　コンセール鳴海601号
債務者　**柳**澤　浩一
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１７号
広島市安佐北区口田南３丁目13番８－103号２号棟
債務者　尾濱　篤仁
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９４号
広島市中区南千田西町２番４号
債務者　井ノ口亮一
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０２号
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国1264番地１グレイス・ワイエムＡ101号
債務者　菅　　幸枝
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１３号
広島市安佐南区中筋２丁目17番54号
債務者　アース総合企画こと　田川　晴男
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４５号
大分市大字津守163番地の１（ハーナ下郡Ｍ号）
債務者　幸　　大志
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５５号
北海道苫小牧市のぞみ町３丁目３番20号　エトワールのぞみＥ－201
債務者　小笠原　聴
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２９号
岩手県二戸市金田一字馬場48番地７
債務者　泉山　浩子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
盛岡地方裁判所二戸支部